第6章 数值目標

本計画に定める施策の効果を判定するための指標としての数値目標を設定します。

1 犬猫の殺処分実質ゼロ

これまで、収容された犬猫は感染症の可能性、けがや病気の有無と予後、人や他の動物に対する攻撃性、そして成育状態について評価され、譲渡不適と判断された動物については、殺処分が行われてきました。しかし、譲渡不適となる要因をかかえた犬猫の中には、飼育環境を整えることや、長期間飼育すること、あるいは新たな環境を与えることで、そのリスクを緩和・軽減し、適正飼育を行うことができる犬猫がいると考えられます。また、飼育環境の改善は、収容中に死亡する犬猫の数を減らすことにもつながると考えられます。そこで、札幌市では、まず収容犬猫の飼育環境を整えます。そして、殺処分については、別の環境における適正飼育の可能性についても、専門家の意見を取り入れながら、慎重に判断することとし、犬猫の殺処分実質ゼロを目指します。

2 犬猫収容頭数(年間)の半減

札幌市は犬猫収容頭数の半減(平成27年度比)を目標と定めます。動物管理 センターに収容される犬猫は、飼い主不明の犬猫や飼い主が飼うことのできな くなった犬猫です。飼い主が責任を持って動物の逸走防止や所有者明示措置に 取り組み、終生飼育の気持ちを持って飼育することにより、犬猫収容頭数は減 少すると考えます。

実数(平成27年度実績→平成39年度目標)

犬 234頭→117頭

猫 1252匹→626匹

3 犬の狂犬病予防注射実施率80%

大の登録と毎年の狂犬病予防注射の実施は犬の飼い主の義務として法律で定められています。また、狂犬病が国内に侵入した際に、その流行を阻止するために必要とされる狂犬病予防注射の実施率は70%と言われています(※)。札幌市での狂犬病予防注射実施率は毎年70%から75%程度で推移していますが、日々の飼い方指導を行う中で、未登録犬が確認されています。仮に、未登録犬が全体の10%とすると、実際の狂犬病予防注射実施率は70%を

下回る計算となります。そこで、札幌市では、犬の登録についての啓発を行いつつ、犬の狂犬病予防注射実施率80%を目指します。

第8章 具体的施策

施策推進の基本的な視点に基づき、以下の施策に取り組みます。

- ※○は強化する項目や新しい施策を示しています。)
- ※愛護精神、適正管理、福祉向上は基本施策との関わりを示しています。

1 動物愛護思想の普及啓発 愛護精神

<課題と方向性>

動物愛護の考えを飼い主や動物関係者のみならず、子どもから大人まで広く 市民に周知する必要があります。

<具体的取組み>

担い手: 行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体(教育機関や獣医師会等)

○動物愛護イベント

動物愛護思想を広めるため、飼い主だけでなく、広く市民全体を対象と して動物愛護に関わるイベントを実施します。

どうぶつあいご教室

動物愛護教育の一環として、保育園や幼稚園で、動物とのふれあい方や命の大切さを伝える、どうぶつあいご教室を実施します。

出前講座

学校や町内会の方々を対象として、動物愛護について学び、話し合う講演会や座談会を出前講座で実施します。

広報活動

広報さっぽろやホームページ等を積極的に活用し、動物愛護思想の普及 啓発に取り組みます。

○学校教育との協働

学校教育の中で、動物愛護や命の大切さについて考える機会を増やすよう教育委員会等の教育機関と協働して取り組みます。

2 動物愛護管理を担う人材の確保と育成 愛護精神、適正管理

<課題と方向性>

・地域において、動物愛護の普及啓発を進め、広く市民の動物愛護の精神を育むためには、動物愛護推進員や動物愛護団体などの担い手となる人材が不足しているため、今後は、人材の確保と育成を進める必要があります。

<具体的取組み>

担い手: <u>行政・市民</u>・飼い主・取扱業者・<u>関係団体(教育機関や獣医師会等)</u>

○センター職員、動物愛護推進員に対する教育体制の構築と実施

動物管理センターの職員や動物愛護推進員には、専門的な知識や適切な対応能力が求められます。よりよい動物愛護管理を推進するためにも、必要な能力を獲得することのできる教育体制の構築と実施に取り組みます。

○登録ボランティアのより広い分野での活用と活動支援

譲渡ボランティアのほかにも、必要に応じてボランティアとしてご協力 いただける方々の活動の場を広げるとともに、その活動を支援できるよ う取り組みます。

3 適正飼育の普及啓発 愛護精神、適正管理、福祉向上

<課題と方向性>

・依然として、飼育動物に関する苦情が札幌市に多く寄せられていることから、 飼い主が動物を適正に飼育し、事故等を防止するよう、法令やマナーについ ての啓発活動を続けていく必要があります。

<具体的取組み>

担い手:行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体

○所有者明示措置の推進

名札やマイクロチップ等を利用した所有者明示措置の促進に取り組みます。

○動物飼育前後の相談や飼い方教室

動物の飼育方法について相談を受けるとともに、飼い方教室を実施します。

公園散歩講座

犬の飼い主の方を対象として、散歩のマナーやルール、しつけについて 学ぶための公園散歩講座を実施します。

動物についての苦情・相談に対する個別対応や啓発パトロール

動物による被害や迷惑を受けている方からの相談に一つずつ対応をする とともに、地域のマナー向上のため、啓発パトロールを実施します。

○犬猫飼い方ガイドライン札幌版の作成

札幌市での犬猫の飼い方や飼い主のいない猫への対応方法について、具体的にガイドラインを示すことに取り組みます。

犬による事故を防止するための啓発活動

特定犬をはじめとした犬の飼い主に対し、事故を未然に防ぐための適切な 飼育方法について啓発を行います。

多頭飼育に関する啓発活動

多頭飼育の届出制度について普及啓発を行うとともに、多頭飼育による周辺環境の悪化や飼育放棄を防ぐよう啓発指導に取り組みます。

4 動物取扱業者等に対する監視指導 適正管理、福祉向上

<課題と方向性>

・道内のペット業者の3分の1が集中している札幌市においては、動物取扱業者によるトラブルや特定動物による事故を防止するため、更なる監視指導の強化が必要となっています。

<具体的取組み>

担い手:行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体

○動物取扱業者の監視指導と取扱責任者研修会の充実

動物取扱業者の監視指導について、継続して取り組むとともに、取扱責任者研修会について業種別の実施等を検討し、充実に取り組みます。

特定動物飼養者の監視指導

特定動物飼養者の監視指導について、継続して取り組みます。

5 犬の登録と狂犬病予防注射実施率の向上 適正管理

<課題と方向性>

・札幌市においては、登録犬の3割程度の飼い犬が狂犬病予防注射を実施していない状況であり、狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射について、啓発活動の強化により、実施率を向上させる必要があります。

<具体的取組み>

担い手:行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体

○犬の飼い主に対する狂犬病予防に関わる啓発活動

犬の飼い主に対し、狂犬病予防法で義務付けられている、犬の登録と狂犬 病予防注射、鑑札と注射済票の装着について、実施するよう啓発に取り組 みます。

○犬の取扱業者に対する狂犬病予防に関わる啓発指導

犬の取扱業者に対し、犬の登録、狂犬病予防注射等の法令順守や、犬の 飼い主に対し狂犬病予防に関する適切な情報提供を行うよう、啓発指導 を行います。

6 災害時における対応体制の構築 適正管理、福祉向上

<課題と方向性>

・災害時の対応について、まだ十分に確立されていないことから、動物の避難 場所や動物との避難方法について体制を整え、周知する必要があります。 <具体的取組み>

担い手:行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体(教育機関、獣医師会等)

○災害時における動物対策マニュアルの充実

災害時において行政が適切に対応できるよう、マニュアルの充実更新を行います。

○動物に係わる災害時対応方法の周知

市民及び避難所の運営者に対して、ガイドラインを作成し、動物に係わる災害時対応方法の周知を行います。

○災害時支援物資や人員の受け入れ体制の確保

災害時支援物資や人員の受入れ体制の確保について検討し、取り組みます。

7 保護収容動物の福祉の向上 適正管理、福祉向上

<課題と方向性>

・殺処分の減少と適正な譲渡を推進するため、保護収容動物の保管方法や譲渡 方法について、動物福祉の観点をもって見直す必要があります。

<具体的取組み>

担い手:行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体(教育機関、獣医師会等)

○適正な保管

保護収容動物の適正な保管のため、収容場所の確保、搬送や長期収容によるストレスの緩和、感染症予防、傷病動物の診断と治療等について検討し、 取り組みます。

○適正な譲渡の推進

適正な譲渡を目指し、動物の避妊去勢、しつけや訓練、トリミングを含めたケアについて検討するとともに、譲渡希望者講習の充実や譲渡前の十分な相性確認を行います。

8 動物の遺棄や虐待の防止 愛護精神、適正管理、福祉向上

<課題と方向性>

・全国的な社会問題となっている動物の遺棄や虐待を防止するため、関係機関 との連携を強め、啓発を行う必要があります。

<具体的取組み>

担い手:<u>行政・市民・飼い主・取扱業者</u>・関係団体(警察、教育機関、獣医 師会等)

遺棄や虐待防止に向けた啓発

動物の遺棄や虐待防止のため、啓発指導を行います。

○関係機関(警察、教育機関、獣医師会等)との連携体制の構築

遺棄や虐待を疑う事例が発生した場合、迅速に対応できるよう、関係機関との連携体制の構築に取り組みます。

第9章 動物管理センター(施設)の位置付けと名称

<位置付けに対する考え方>

札幌市動物愛護管理基本構想では、行政の役割として、動物愛護管理についての普及啓発、市民および事業者等の学習機会の提供、動物愛護教育の推進、人材の育成、関係団体等との連携を担うことが記載されています。また、多くの方々から、動物管理センターは、動物の愛護と福祉に配慮した施設、市民が気軽に立ち寄り交流の場となる施設、市民が行政に参加・協力しやすい施設となることを求められています。

そこで、札幌市では動物管理センターを次のような施設として位置付けることとし、動物愛護管理の役割を果たすのにふさわしい名称についても検討します。

1 位置付け

動物管理センターを

- (1) 動物愛護教育の中心となる施設
- (2) 適正飼育に関する普及啓発の拠点となる施設
- (3) 動物関係団体等と連携協働した活動を推進する施設
- (4) 多くの市民が集い、共に学習・交流することを推進する施設
- (5) 保護収容動物の適正な管理と譲渡を推進する施設

と位置づけます

2 名称

動物管理センターの名称については、動物愛護管理の役割を果たすのにふさ わしい名称へ変更するとともに、今後、市民に親しみやすい愛称についても検 討します。

第10章 動物管理センター(施設)の機能強化

動物管理センターの役割を十分に担い、施策を効果的に推進するため、具体的施策で示した人材の確保と育成に加え、以下のとおり、動物管理センター施設の機能強化に取組みます。

1 動物管理センター機能の集約と利便性の向上

- ・業務の効率化及び市民の利便性向上のため、現在2所体制の動物管理センターを1所に集約します。
- ・現在、動物の収容施設である福移支所は、処分・火葬施設として建てられた ものであり、多くの市民が来所する動物愛護の中心施設にはそぐわないため、 処分・火葬施設は集約すべき機能から除きます。
- ・多くの市民が利用し、学び、考え、交流できる施設となるため、公共交通機 関による来所、車による来所の両方が可能な立地条件を、現状の立地場所(本 所)を含めて検討する。その際、関係機関との連携についても十分考慮する。

2 市民交流・動物愛護部門の創設

- ・現在の動物管理センターでは動物愛護に関する交流、教育、学習の場が不足 しているため、新たに市民交流・動物愛護部門を創設することについて検討 する。
- ・動物に対する考え方や、動物の飼育の有無に関わらず、利用しやすい施設を 目指す。

・必要な機能については、下記を基本とし、検討する	基本とし、検討する。
--------------------------	------------

機能	用途
譲渡相性確認室	ふれあいを含む譲渡相性確認
市民交流スペース	市民が気軽に利用できるスペース
多目的ホール	イベント・セミナー(ふれあい・動物同伴可)
ボランティア活動室	イベントに関する準備や打ち合わせを行う
個別相談室	相談や指導、譲渡時説明

3 動物保護管理部門の拡充

- ・収容動物の福祉向上のため、動物保護管理部門の拡充を行う。
- ・周辺環境への影響を考慮し、設備の配置等について検討する。
- ・災害発生時に動物の避難場所として活用することについても検討する。

・必要な機能については、下記を基本とし、検討する。

機能	用途
収容室(犬・猫)	犬猫の収容(原則、個別収容、犬猫転用可能)
収容犬運動場(屋内・屋外)	収容犬の運動、訓練
検疫室(犬・猫)	感染症、譲渡適正の判断
隔離室(犬・猫)	感染症動物の収容、狂犬病の鑑定
傷病動物室(犬・猫)	けがや病気の動物を収容
検査室	収容動物の診察・検査
処置室	収容動物の治療・トリミング等
洗浄・消毒室	ケージや器具の洗浄・消毒
飼料庫	飼料保管
災害物資保管スペース	災害時用の物資の受入、保管